

## V. 通告内容の変更に係る手続き

外為法に基づく輸出承認申請を経済産業省で受理した後、環境省から相手国（輸出国及び通過国）当局に別紙様式（通告書）（輸出契約書等の添付書類を含む。以下本章において同様。）を添付した輸出に係る通告が送付されます。取引内容の変更等の理由により、相手国に送付される通告の別紙様式の内容について変更や修正が必要となる場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

なお、本章の手続きは、OECD 加盟国向けの OECD 省令に掲げられた特定有害廃棄物等の輸出承認に係る場合のもので、OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けでも OECD 省令に該当しない特定有害廃棄物等の輸出の場合については、輸出の際に環境大臣の確認が必要なため、個別に環境省まで御相談ください。

### 環境省から相手国当局に通告を送付する前の場合

輸出承認申請後、環境省から相手国当局に通告を送付する前の段階で別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正後の書類を経済産業省に提出してください。変更・修正後の書類は環境省にも共有され、同省はその内容に基づき相手国当局に通告の送付を行います。

### 環境省から相手国当局に通告を送付した後の場合

環境省から相手国当局に通告を送付した後、別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

#### （１）相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領される前の場合

##### ①スペルミス等の軽微な誤記の修正を行う場合

誤記があった項目と修正前後の内容が明記された書類（書類は参考 5-1 参照）を環境省に提出してください。修正の内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局にメール等で連絡します。

##### ②通告欄内の一部項目の修正・更新等の事実関係の修正・更新を行う場合

①以外の、下記の例のような場合にも、①と同様に、輸入者等は、環境省に、修正が必要な項目、修正前後の内容及び修正理由を明記した書類を提出してください（書類は参考 5-1 参照）。修正内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局に、書面により連絡します。なお、運搬経路の変更が生じ通過国の追加があった場合には、追加された通過国には変更後の通告関係書類一式を環境省から当該国へ送付します。

#### （例）

- ・輸出者、発生者の担当者（Contact person）やその電話番号に変更があった

- ・輸出者等の合併等を伴わない単なる名称変更があった
- ・銀行保証等の金銭的保証の負担者変更等があった

なお、この②手続きの対象となる範囲には、バーゼル条約や OECD 理事会決定を踏まえ、次のような場合は含まれません。これらの場合には、下記③に沿って対応をお願いします。

※対象とならない場合の例（下記③に沿った対応が必要）

- ・輸出入者、発生者（発生工程）、処分施設が変わる場合
- ・輸出入する貨物（有害性が異なる場合を含む）や数量、予定総移動回数が変わる場合

### ③①及び②以外の場合

変更が必要な別紙様式の項目に応じて、下表のとおりです。

「輸出者の書類提出による対応可否」の欄が「可」とされている項目については、①及び②と同様に、誤記があった項目と修正前後の内容が明記された書類（書類は参考 5-1 参照）を環境省に提出してください。変更の内容は、当該内容のみを環境省から相手国当局に書面により送付します。

同欄が「不可」とされている項目について変更したい場合は、変更後の内容に基づき新たに（再度）相手国に対し環境省から通告書類一式を送付することとなります。

番号	項目	輸出者の書類提出による対応可否
1	輸出者	不可（注 1）
2	輸入者	不可（注 1）
3	通告番号	（当局使用欄）
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可
	B 処分／回収の別	不可
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注 2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可
14	廃棄物の同定	不可

15	(a)関係国、(b)該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c)特定の出入国地点（国境検問所又は港）	通過国に係る情報に限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注3）	（欧州当局使用欄）
17	輸出者及び発生者による申告	不可
18	添付資料の数	可
—	輸出者と処分者間の契約に関する情報（契約書等）	不可
—	保険に関する情報（注4）	可

（注釈）

注1 上記（1）②の範囲となる情報の更新等と判断される場合を除く

注2 OECD加盟国向け輸出で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。

注3 欧州連合加盟国向けの輸出入の場合に限り欧州当局で使用される欄

注4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報

（2）相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領された後の場合（経済産業大臣による輸出承認後の場合も含む）

輸出者の方からの変更・修正内容に係る書類の提出は、経済産業省及び環境省に行ってください。

輸出承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合は、上記の手續に加え、経済産業省に「輸出内容等訂正（変更）願」を提出し、承認を得なければなりません。

提出された書類は、環境省から相手国当局に対して、当該変更・修正内容だけでなく、新たな輸出に係る通告として通告書類一式を送付します。相手国当局から輸入等への同意回答を環境省で受領した場合には、変更が承認されます。

なお、本手続きは、通過国があり複数の相手国当局がある場合においては、一つ以上の相手国当局から同意回答があった場合に適用されます。

## 提出先

○本章の手續きに関する書類の提出先は、次のとおりです。

### 【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

F A X：03-3501-0997

### 【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話 : 03-5501-3157 (直通)

F A X : 03-3593-8264

電子メール : [env-basel@env.go.jp](mailto:env-basel@env.go.jp)



参考 5-1 : 通告内容の変更連絡

平成●年●月●日

経済産業大臣 殿  
環境大臣 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇〇  
社名 〇〇株式会社  
責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

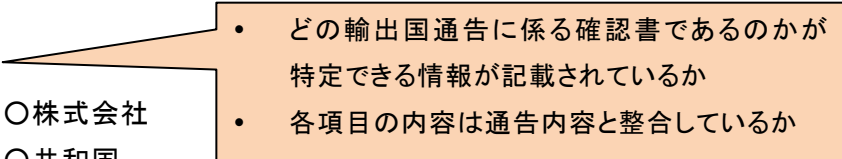


越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、本書面にて御連絡申し上げます。

1. 通告の概要

輸出者： 〇〇株式会社  
輸入国： 〇〇共和国  
輸入者： 〇〇Co., Ltd.  
対象貨物： 使用済み〇〇（※別紙様式に記入の英文での記載可）  
輸入数量： 計〇〇kg／トン  
承認申請日： 〇年〇月〇日  
通告番号： JPEX201〇〇〇〇〇



2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	理由
Box 1. Exporter - notifier Contact person	Kankyo MOE	Keizai METI	担当者の変更のため

※通告における Box の番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

## 輸 出 内 容 等 訂 正 ( 変 更 ) 願

経 済 産 業 大 臣  
\_\_\_\_\_ 税 関 長 殿

原許可又は承認番号\_\_\_\_\_

申 請 者

記名押印  
又は署名\_\_\_\_\_ 申請年月日\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_ 電 話 番 号\_\_\_\_\_

次の〔輸出許可証〕の訂正又は変更を申請します。  
〔輸出承認証〕

原許可、原承認の内容	訂正（変更）の内容

理 由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 許可・承認又は不許可・不承認

この申請は

許可する。
許可しない。
承認する。
承認しない。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注（１）※印の欄は、記入しないで下さい。  
（２）用紙の大きさは、A列４番とします。